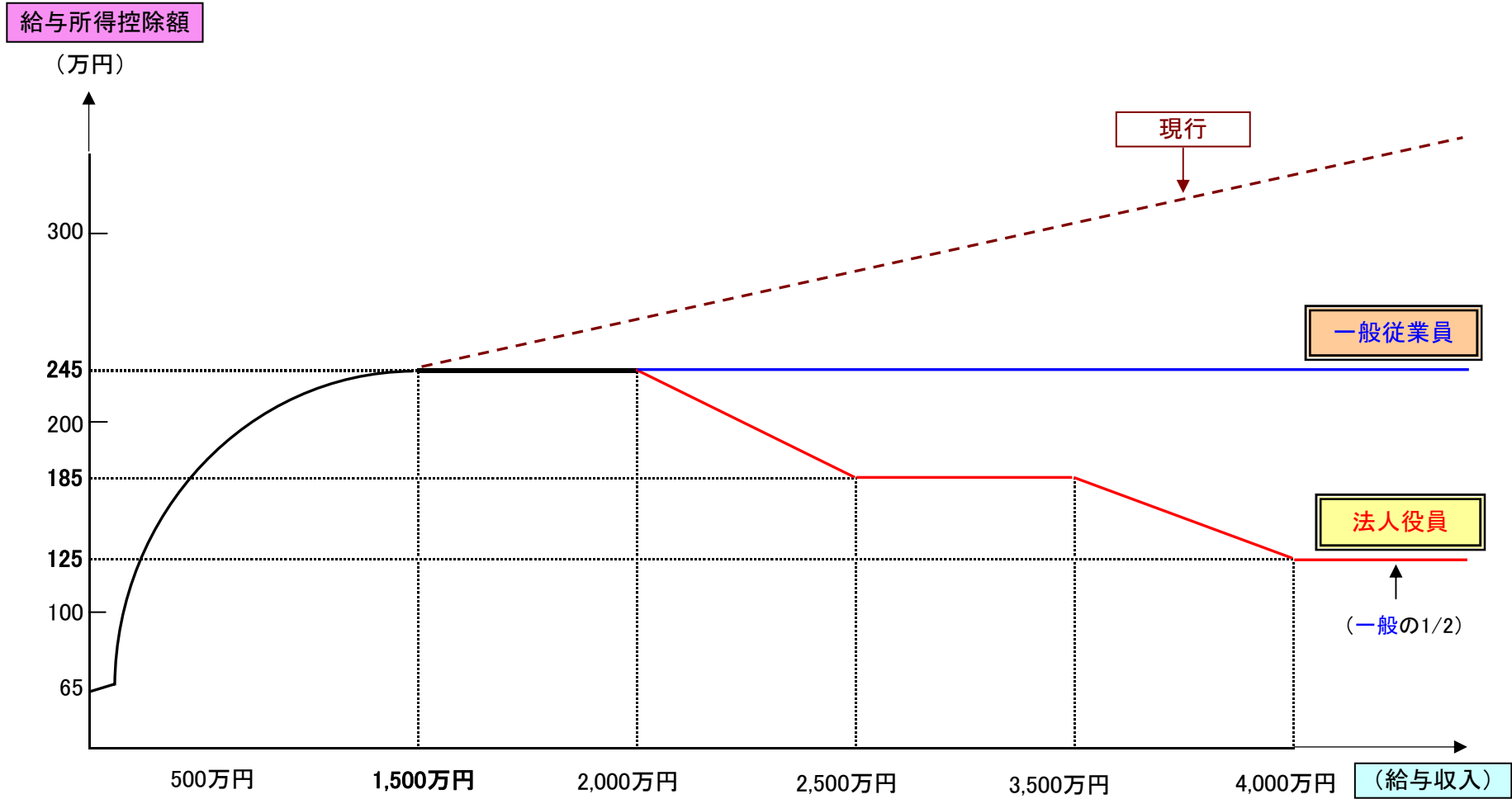


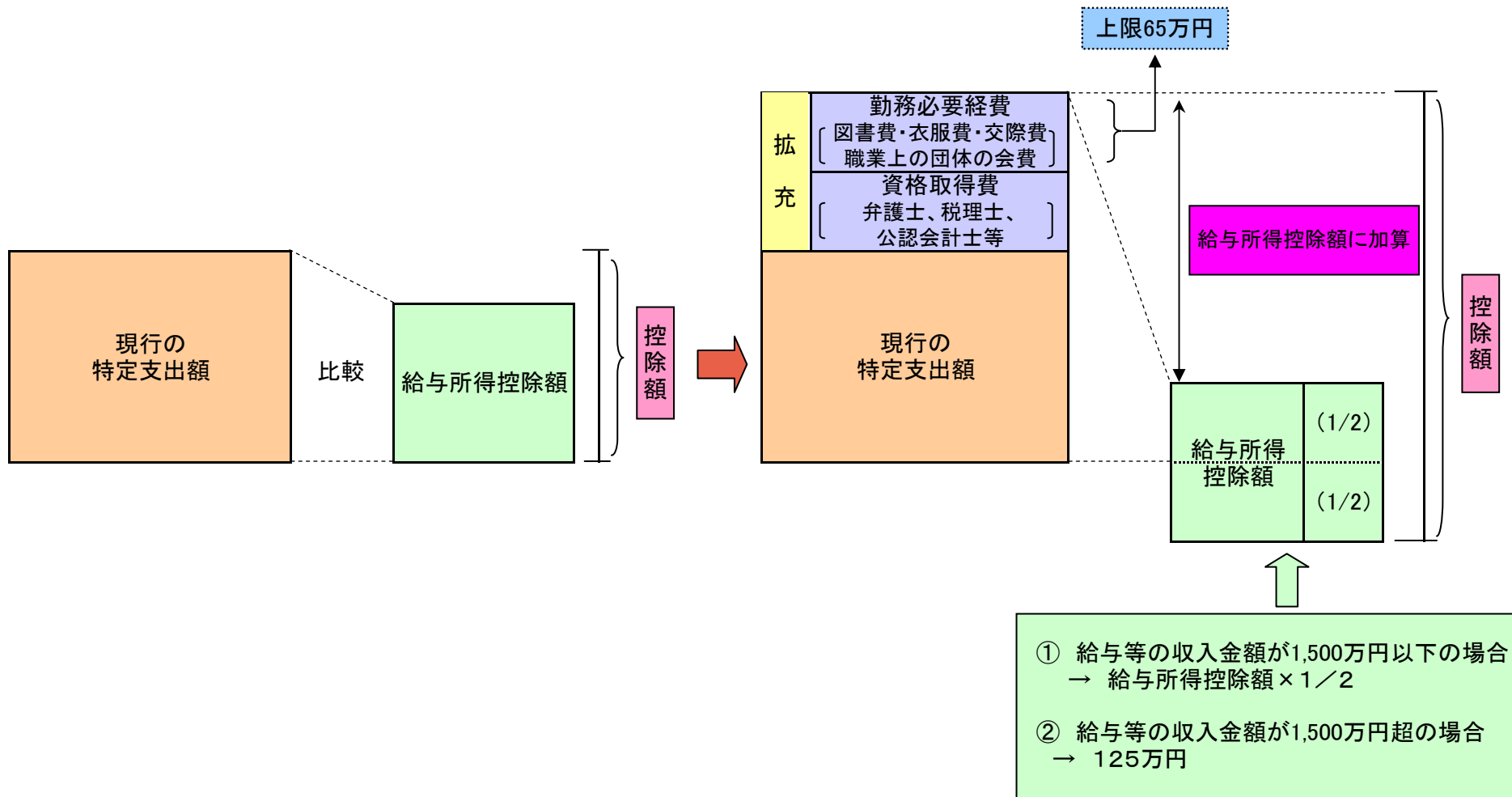
[給与所得控除額の見直し]



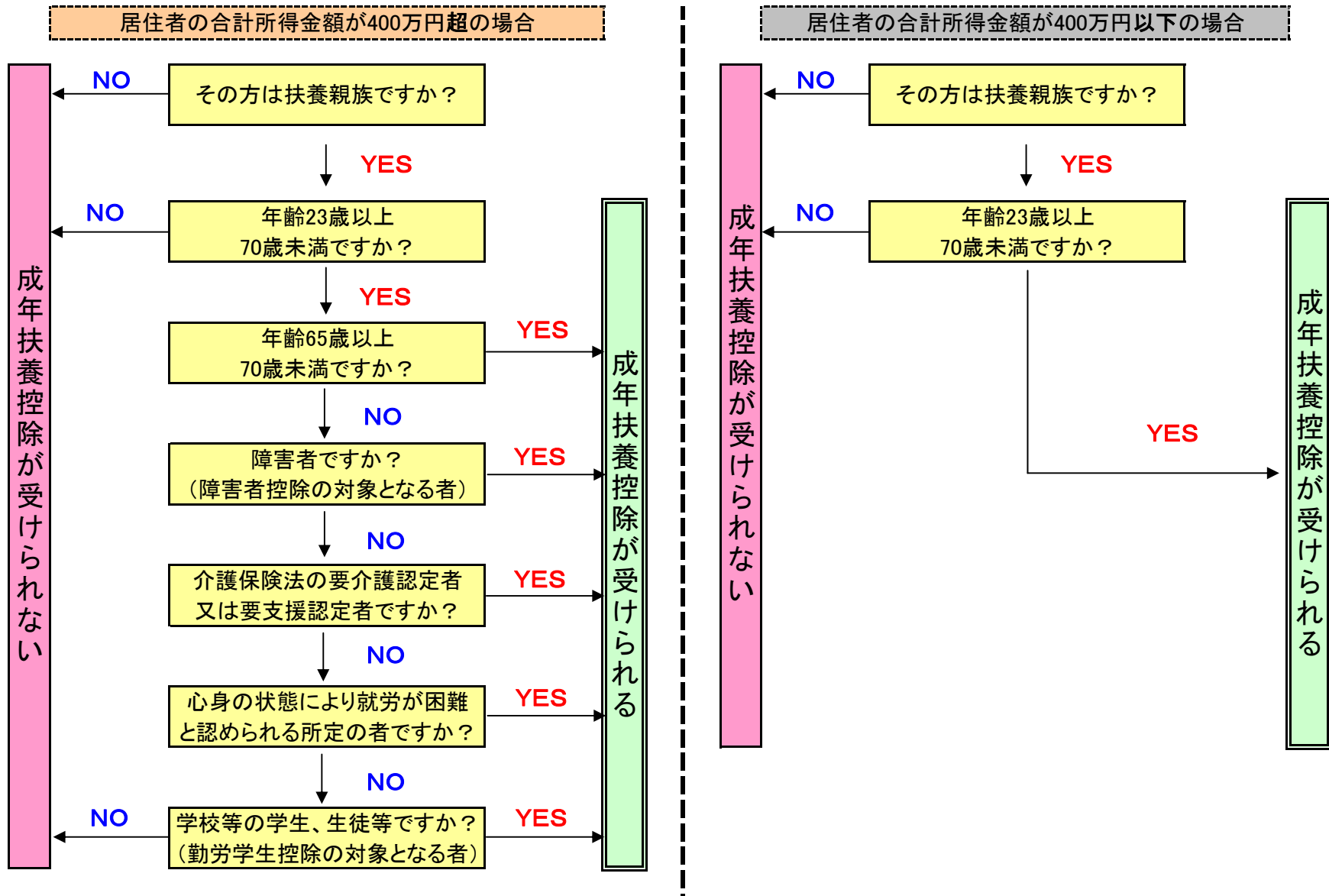
〔 特定支出控除の見直し 〕

【 現行 】

【 改正案 】



〔 成年扶養控除の見直し 〕



○ 改正前後の法人実効税率

【 改正前 】

$$[30 \times (1 + 0.207) + 7.552] \div (100 + 7.552) \doteq 40.68\%$$

30: 現行法人税率
 0.207: 現行住民税率(東京都の超過税率を加味)
 7.552: 事業税率(外形標準課税の適用を前提としたもの)
 → $2.9 \times 1.48 + 2.9 \times 1.125 \doteq 7.552$

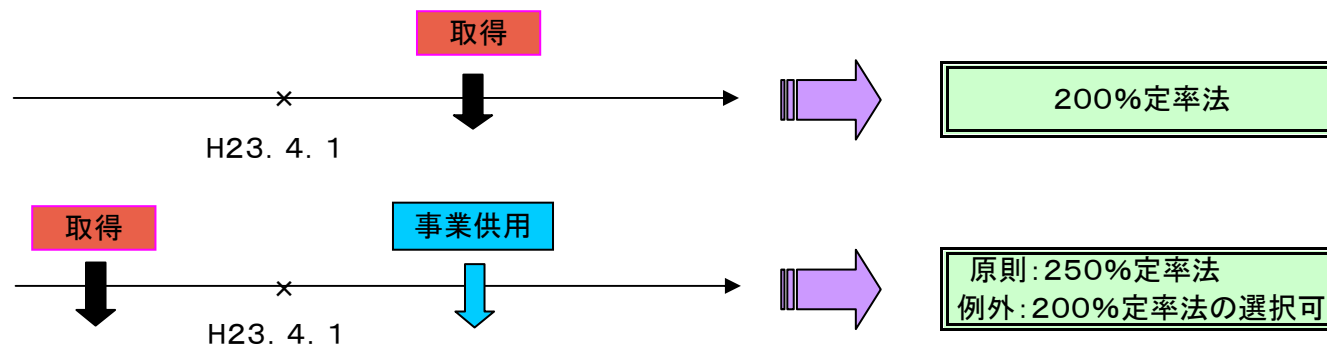
法人税率5%引き下げではなく
 法人実効税率の5%引き下げに!

【 改正後 】

$$[25.5 \times (1 + 0.207) + 7.552] \div (100 + 7.552) \doteq 35.63\%$$

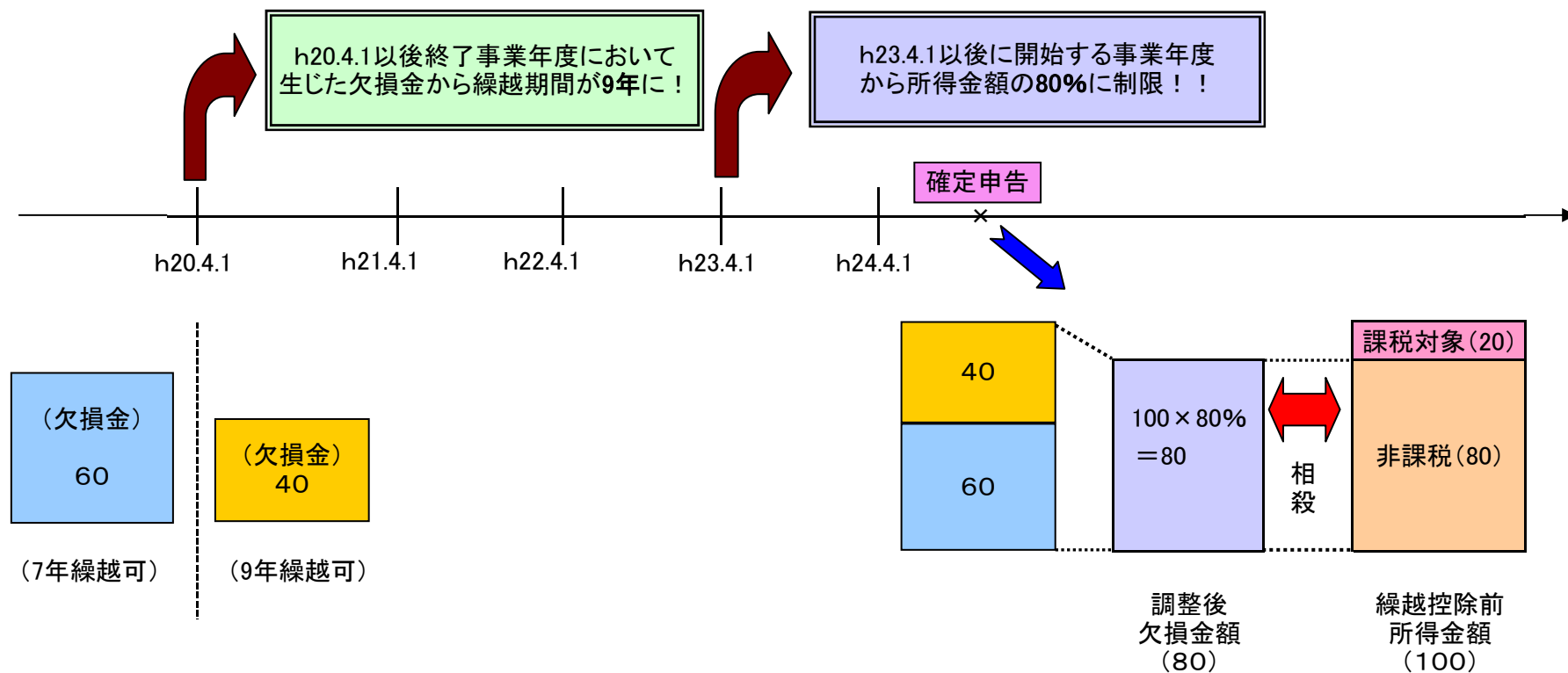
25.5: 改正法人税率
 0.207: 現行住民税率(東京都の超過税率を加味)
 7.552: 事業税率(外形標準課税の適用を前提としたもの)
 → $2.9 \times 1.48 + 2.9 \times 1.125 \doteq 7.552$

○ 減価償却制度の見直し



※あくまで「取得日」基準での適用ですが、平成23年3月31日以前に取得した減価償却資産について法人の選択で200%定率法の適用が可能です。
 ※250%定率法を採用している減価償却資産について、平成23年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出をすることにより、その償却率を200%定率法の償却率に変更した場合においても当初の耐用年数で償却を終了することができる措置が設けられます。

○ 繰越欠損金に係る改正の適用イメージ



- ◆事業年度終了時における資本金の額が1億円以下の普通法人や公益法人等、協同組合等などは80%制限の適用はありません。
ただし、1社又は複数の大法人(資本金5億円以上)で発行済株式の全てを保有されている場合を除きます。

○ 新贈与税(相続時精算課税制度の対象とならない贈与)の税率比較

平成23年1月1日以後の贈与については、受贈者により適用される税率構造が異なりますが、税率表(速算表)を並べてみると次のとおりです。

(新)直系卑属への贈与(8段階)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
—	—	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1千万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3千万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

(新)一般(左記以外)の贈与(8段階)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1千万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3千万円以下	50%	250万円
3千万円超	55%	400万円

<参考>現行の贈与税率表(6段階)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1千万円以下	40%	125万円
1千万円超	50%	225万円

◆ 直系卑属への贈与では贈与財産が400万円以下までは15%であるのに対し、一般贈与では20%となり、以下 3,000万円まで5%~10%税率が直系卑属への贈与の方が一般贈与より低く設定してあることが解ります。

更に、直系卑属への贈与では4,500万円までは50%であるのに対して、一般贈与では3,000万円までが50%となっており、3,000万円を超えると最高税率の55%となります。

(例) 親が子(或いは孫、曾孫)に1,200万円の現金を贈与した場合

(1) 現行の贈与税・・・1,200万円×50%－225万円＝375万円

(2) 新贈与税

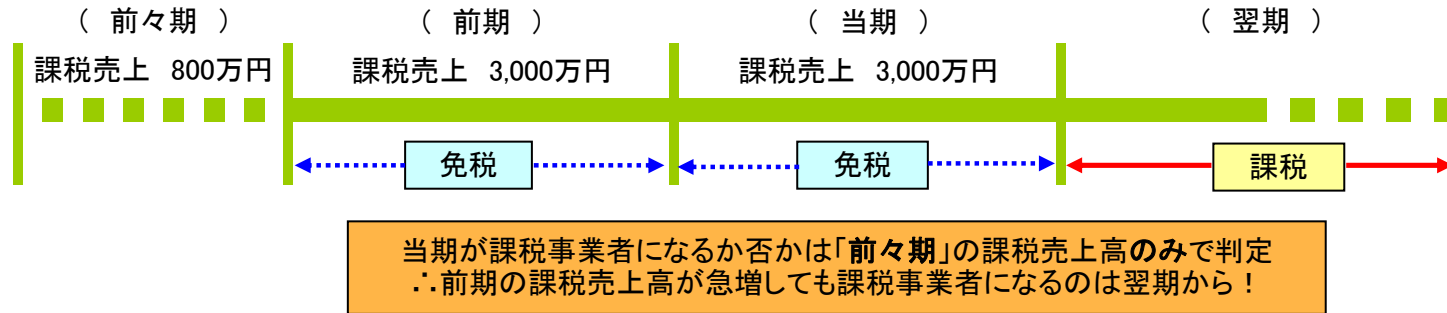
① 受贈者である子等が20歳以上の場合・・・1,200万円×40%－190万円＝290万円

② 受贈者である子等が20歳未満の場合・・・1,200万円×45%－175万円＝365万円

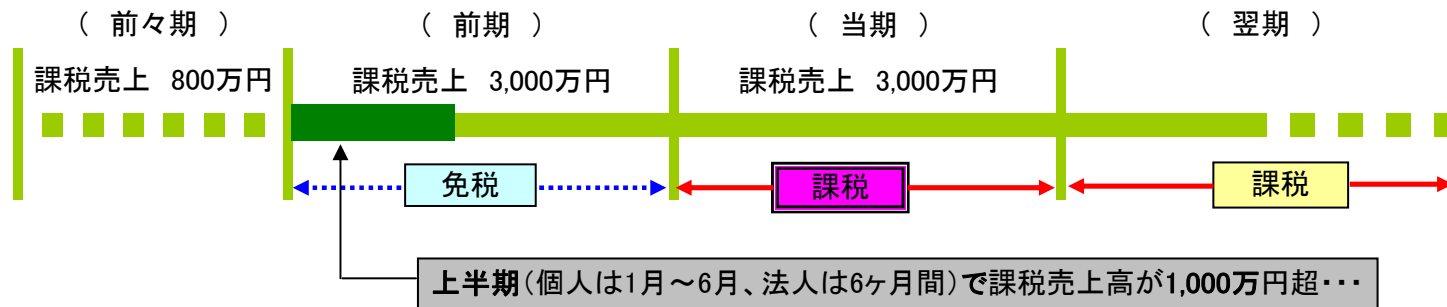
「現行贈与」と「新一般贈与」とでは税負担は10万円の差ですが、「直系卑属贈与」とでは85万円の税負担の差が生じます！

〔 消費税・免税事業者要件の見直し 〕

【 現行 】



【 改正案 】



上半期で課税売上高(※)が1,000万円を超えたら、その翌期(上図では「当期」)から課税事業者となる。
(前期の課税期間が7月以下や、5月以下の場合には所定の期間の課税売上高(※)で判定する。)

※ 課税売上高に代えて、**給与等の支払金額**で判定することもできる。